

日向市都市計画マスター・プラン



日向市立地適正化計画

概要説明・改訂目的



■ 都市計画の概要

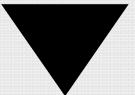
都市計画法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（都市計画の基本理念）

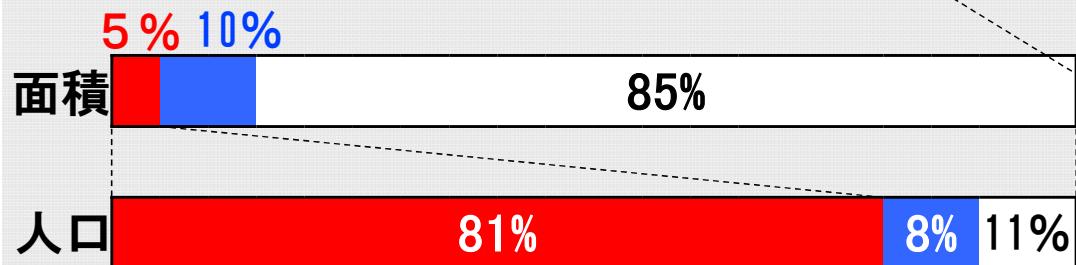
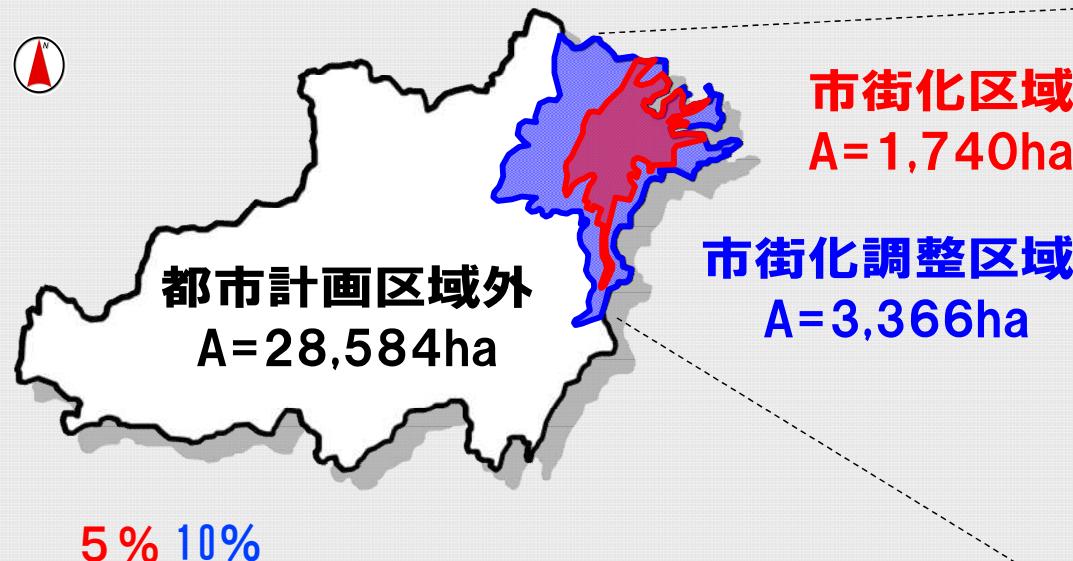
第二条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。



都市計画法の目的は、都市計画という「まちづくりのルール」を定めることにより、暮らしやすい秩序のある都市をつくることを目指し、そこに住む皆さんのが安心して暮らすことができるようすること。

都市計画は、農地や山林、漁村などとバランスを取りながら、住民の皆さんのが健康で文化的な生活を送り、都市のいろいろな機能が確保できるようにすべきであり、そのために適正な制限を行うことで土地の合理的な利用を目指すべきである。

■ 都市計画区域



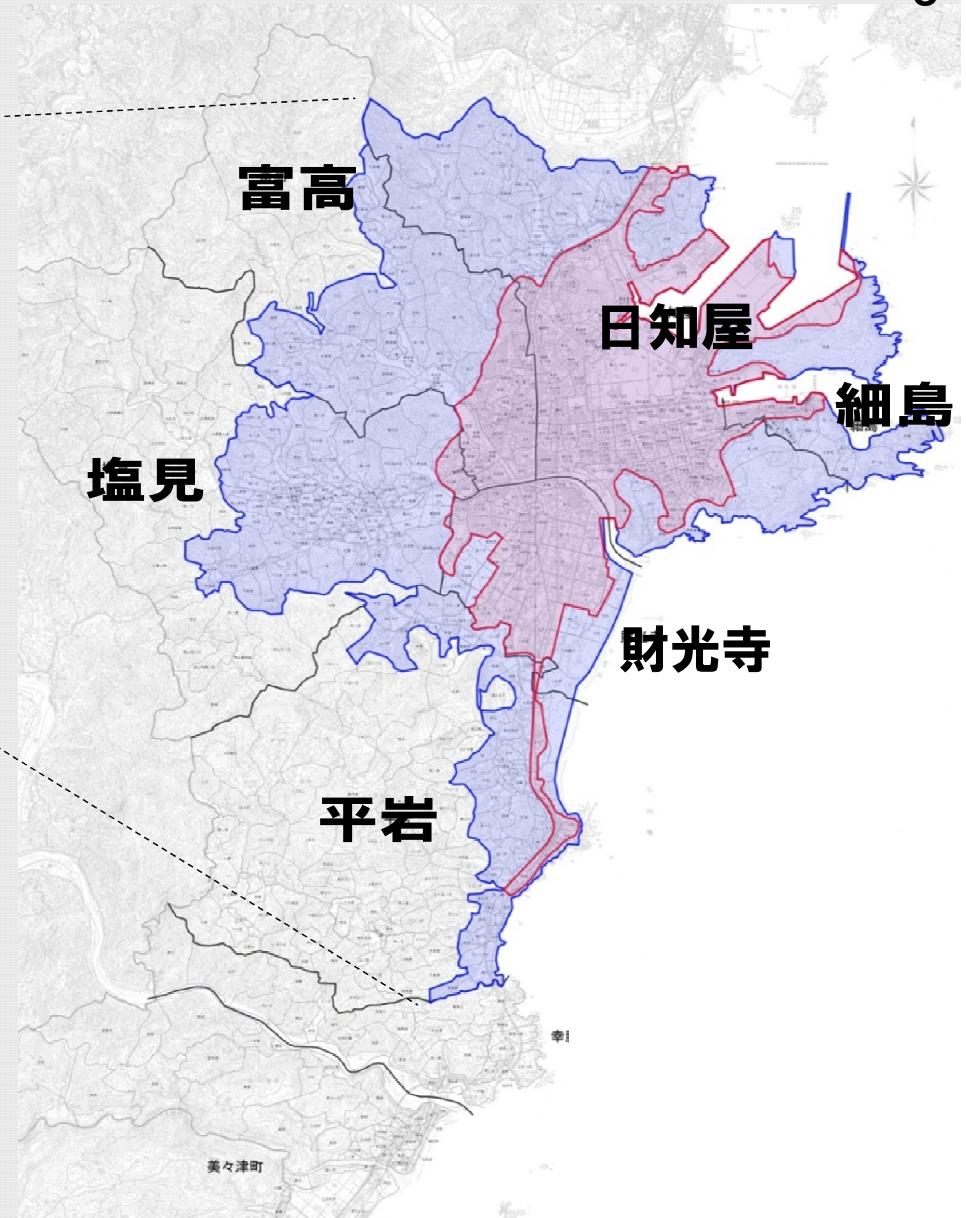
都市計画区域

中心の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域

(市街化区域 + 市街化調整区域)

市街化区域

既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的に市街化を図るべき区域



市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域

■ 都市計画マスタープラン（都市マス）

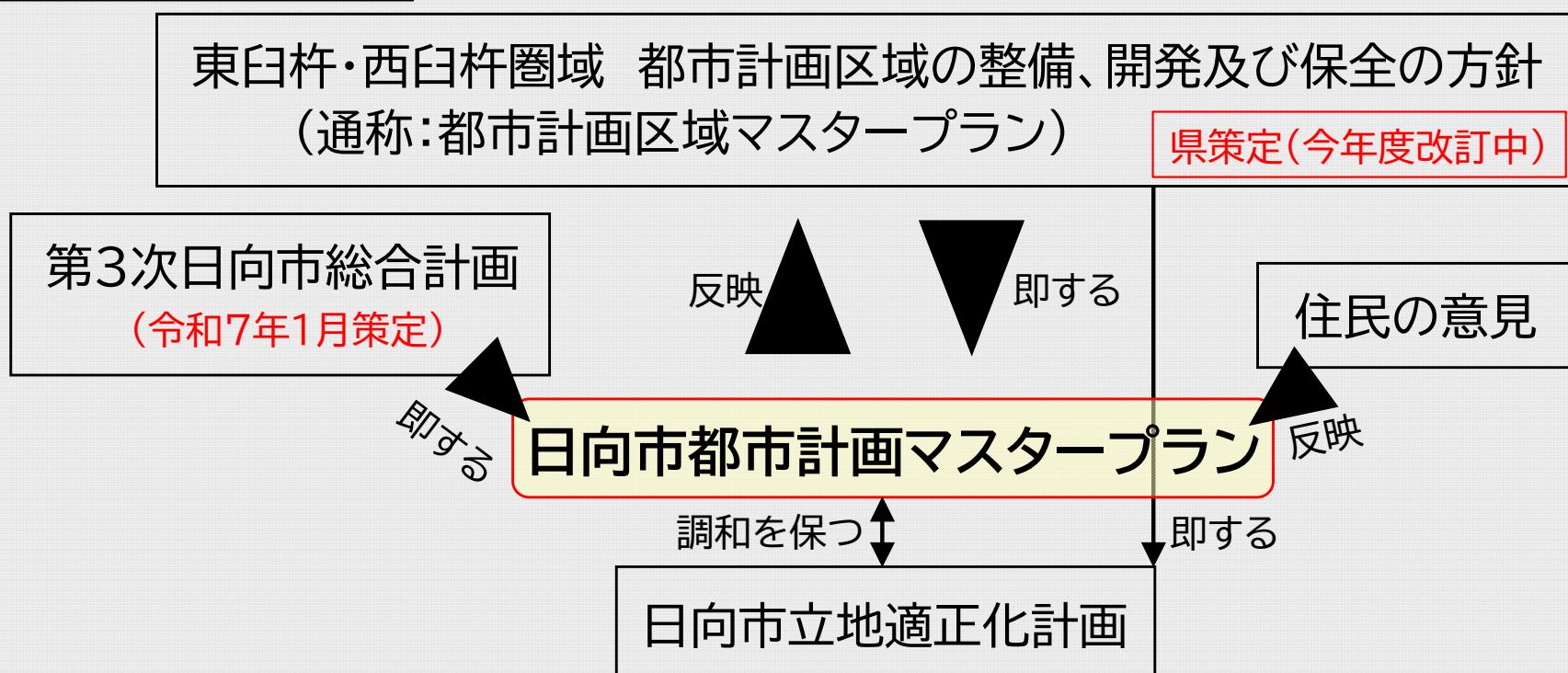
目的

都市の将来像や整備方針を明確にして、行政と住民がそれらを共有しながら実現していく。

法的根拠

1992年(平成4年)の都市計画法の改正により規定
 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第18条の2)

上位計画等との関係

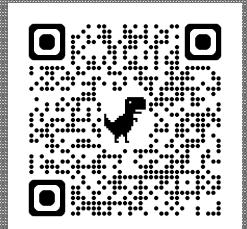


日向市都市計画マスタープラン～計画の内容～

<https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=181226131348>

対象期間

概ね20年後の都市の将来像を展望した上で策定し、具体的な整備は概ね10年程度で目標設定を行っている。



計画の役割

- ① 都市の将来像の明示
- ② 市が定める都市計画の方針
- ③ 都市計画の総合性・一体性のまちづくりを可能
- ④ 住民の理解・具体的な都市計画の合意形成の円滑化

現計画の主な記載事項

まちづくりの
基本構想
(P.27～)

土地利用構想
(P.51～)

分野別
まちづくりの
基本構想
(P.65～)

地域別
まちづくり構想
(P.90～)

立地適正化計画（立適）の概要

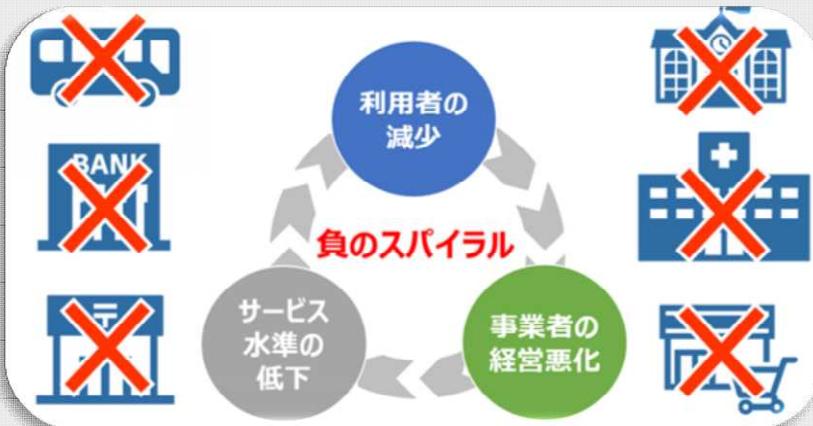
目的と法的根拠

平成26年8月の都市再生特別措置法改正により、人口減少・高齢社会に対応した「コンパクト＋ネットワーク」型の都市形成を目的として、立地適正化計画の制度が創設された。

さらに、近年の災害の激甚化を踏まえ、令和2年度には、都市の防災機能の確保に関する指針”防災指針”を盛り込むよう定められた。

コンパクト＋ネットワークとは

拡散した市街地では

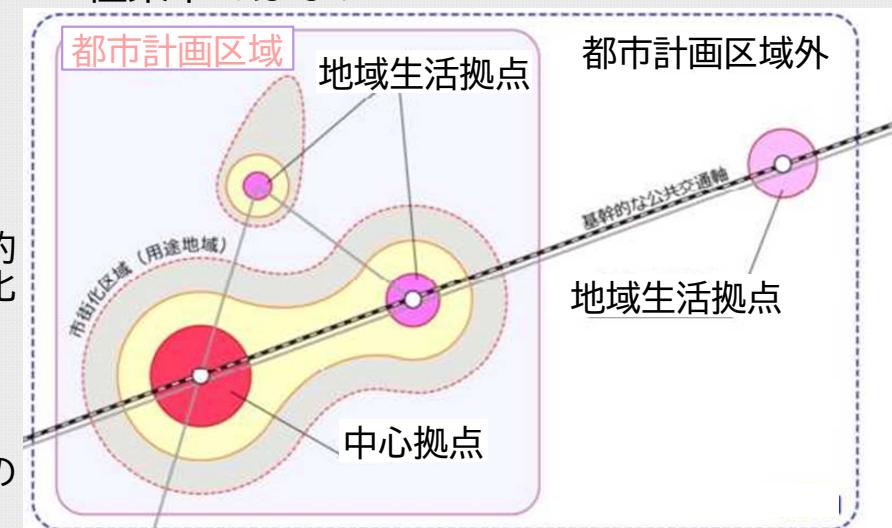


厳しい財政状況

都市機能の低下

住宅や施設を拠点に集約し、都市をコンパクト化
各拠点間を公共交通等のネットワークで繋ぐ

一極集中ではない



【効果】

- 生活利便性の維持・向上
- 地域経済の活性化
- 都市防災
- 行政コストの削減等
- 環境負荷の低減 等

日向市立地適正化計画～計画の内容～

<https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=210518155013>

対象期間

都市マスとの調和を図り、令和17年を見据えて目標設定を行っている。

日向市・生活文化交流協議会

財団寄附金



計画の役割

- ① 都市計画区域内をメインに具体的なまちづくりを示す
- ② 民間施設も含めた立地の誘導を行う
- ③ 拠点の強化と公共交通との連携を図る
- ④ ハードとソフト一体の総合的な防災対策の推進

<立適紹介動画>



現計画の主な記載事項

別紙のとおり(資料1-2)

日向市立地適正化計画の概要（別紙、資料1-2へ）

1. 経緯

立地適正化計画は、人口減少・高齢社会に対応した「コンパクト+ネットワーク」型の都市形成を目指す計画で、平成26年8月の都市再生特別措置法改正により創設された。

人口減少・高齢化が進展する日向市では、令和元年度に立地適正化計画の策定に着手し、令和3年4月に策定。6月1日に公表した。

2. 日向市立地適正化計画の概要

序章 本計画の概要

●目的

人口減少・高齢社会に対応した持続可能なまち

●目標年次

令和17年（2035年）

●対象区域

都市計画区域内（市街化区域 + 市街化調整区域）

●計画に定める事項

・居住推進区域
人口密度維持のため、住宅を集約していく区域

・都市機能誘導区域・都市機能誘導施設
福祉、商業等の施設を集約していく区域と施設

・誘導施策
区域内に居住や誘導施設を誘導するための施策

・防災指針
都市の防災対策

第1章 現況の整理

（方向性）

- 人口の8割が市街化区域に居住
- 人口減少・少子高齢化の進展
- 空き家空き地が増加
- 公園の整備が進む
- 市中心部を中心に地価が高い
- インフラの老朽化
- 大型店舗が郊外に立地

▶ 拠点性の向上

- 南北軸の幹線で混雑可能性高
- 公共交通の利便性が高い

▶ 連携性の向上

- 津波、洪水、内水、土砂の災害リスク

▶ 安全性の向上

第2章 まちづくりの方針と区域設定

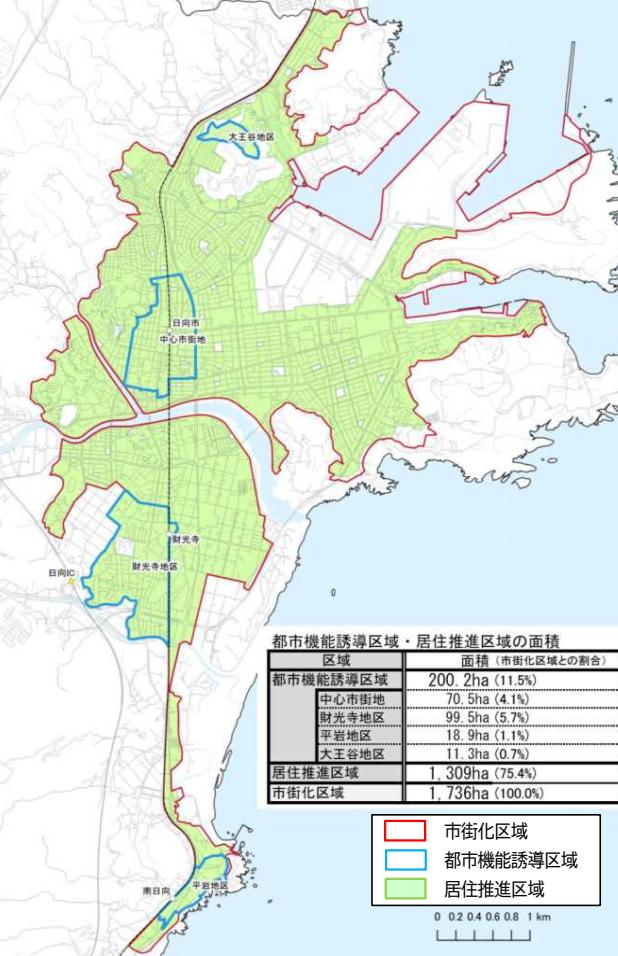
【方針】

- 人口、公共交通、教育施設、災害等を勘案し、居住推進区域を設定
- JR駅を中心に、災害リスク等を勘案し、都市機能誘導区域を設定
- 市全域がコンパクト化の効果を享受できる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成
- ハードとソフト一体の総合的な防災対策の推進

【将来都市像】

拠点性の向上と連携性・安全性の強化による持続可能な都市構造の形成

【居住推進区域・都市機能誘導区域】



第3章 誘導施策の検討

【誘導施策】

- 国の支援策等の活用により、都市機能施設の誘導を促進
- 若者等の交流を生み出す多様な誘導施設の立地
 - 日向市駅周辺地区画整理事業の推進
 - 良好な住環境整備による土地利用の増進
- 賑わいと回遊性の創出による中心市街地活性化
- 財光寺南土地区画整理事業の推進
- 人口密度を維持
 - 積極的な企業誘致活動の展開及び雇用の拡大
 - 空き家対策
 - 立地適正化計画に基づく届出制の適切な運用
- 低未利用土地や空き家を活用した居住推進
- 安心して住み続けることができる良好な住環境の形成

【防災指針】

- 避難場所の機能向上や避難路の整備
- 避難訓練や防災講座の実施
- 低災害リスク地域への立地誘導
- 住宅の耐震化
- 防災拠点となる都市公園の長寿命化
- 上・下水道施設や道路等の老朽・耐震化対策
- 中長期の避難施設機能を有する総合体育館整備
- 流域治水対策の推進
- ネットワークの多重性確保のための道路整備
- 雨量、水位等の情報の地域住民への提供
- 河川及び河川施設の適切な維持管理
- 災害低リスク区域への住宅等の立地促進

第4章 目標値及び進行管理

【目標】

- 都市機能誘導区域内の都市機能数
(2020年) 39機能 ⇒ (2035年) 54機能
- 居住推進区域内の人口密度
(2020年) 35.5人/ha ⇒ (2035年) 32.3人/ha
- 交通ネットワークの運行系統数
(2020年) 24系統 ⇒ (2035年) 維持向上
- 津波災害に対する早期避難率
(2020年) 56% ⇒ (2035年) 向上

【進行管理】

概ね5年ごとに進行管理と必要な見直しを実施

■ 今回の改訂目的について

改訂理由

上位計画の見直し
(県の区域マス)
(総合計画)

社会情勢の変化

法定(立適)
「おおむね5年ごとの
分析・評価及び必要に
応じて見直し」

主な検討項目

調整区域等における
既存集落の維持

産業促進
観光リゾートなど
ゾーニングの見直し

～防災面の進化～
事前復興まちづくり
計画を想定した
土地利用のあり方

都市マスP. 50 ~第2章まちづくりの基本構想~

＜将来都市構造図＞



入郷地区の各地域との連携



財光寺居住拠点

日向市生活・文化交流拠点

地域生活拠点 (道の駅とうごう)



● 拠点 (都市機能の集積を 実現する点)	各都市拠点
ネットワーク (複数の幹線道路と 公共交通機関となる 都市網)	都市間連絡軸 日向地域連携軸 市街地幹幹軸
ゾーン (まちづくりの面的な 土地利用区分)	住宅ゾーン 商業ゾーン 工業ゾーン 工業ゾーン (予定地) 公園
● 市役所	都市計画区域
○ 支所	市街化区域
■ 小学校	
■ 中学校	
■ 高等学校	

■ 今回の改訂目的について

改訂理由

上位計画の見直し
(県の区域マス)
(総合計画)

社会情勢の変化

法定(立適)
「おおむね5年ごとの
分析・評価及び必要に
応じて見直し」

主な検討項目

調整区域等における
既存集落の維持

産業促進
観光リゾートなど
ゾーニングの見直し

～防災面の進化～
事前復興まちづくり
計画を想定した
土地利用のあり方

■事前復興まちづくり計画とは

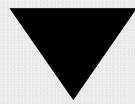
発災直後の被害を最小限に抑えるためのもの

日向市
地域防災
計画

日向市
国土強靭化
地域計画

日向市
立地適正化
計画
防災指針

日向市
津波防災
地域づくり
推進計画



事前復興
まちづくり計画

被災後のまちが生き延びるためのもの

■事前復興まちづくり計画とは

<被災時>
復興の着手
住民との合意形成

これまでの復興における課題として、
これらに長期間を要している

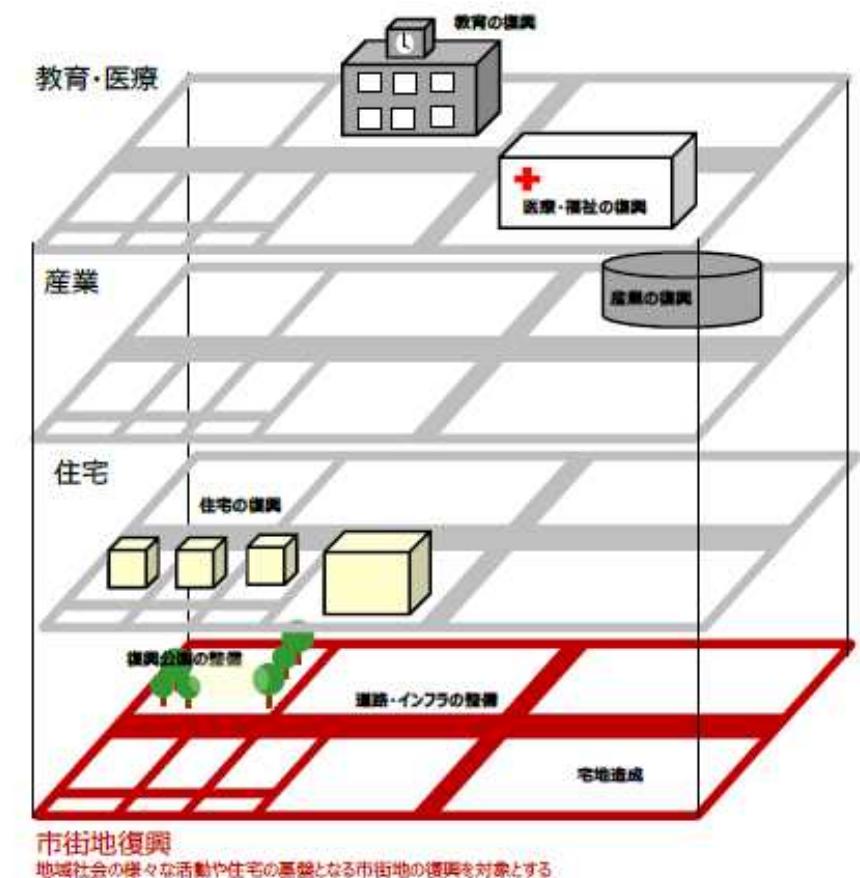
復興時の土地利用方針などを具体的に考えておくことで、

平時から、大災害時を見据えた防災対策、土地利用のあり方などに生かすものである。

計画への主な記載事項(例)

- ①被害想定やまちの課題
- ②復興まちづくりの目標・実施方針
- ③目標の実現に向けた課題
- ④課題解決のための方策

住民等との意見交換を行って、復興ビジョンを創る



日向市都市計画マスタープラン

序 章 都市計画マスタープランの策定にあたって
…背景・目的と役割・位置づけ 等

第1章 日向市の現況と課題

…現況・課題

第2章 まちづくりの基本構想

…ビジョンと目標・将来都市フレーム

第3章 土地利用構想

…都市的・自然的土地利用

第4章 分野別まちづくりの基本構想

…都市施設（道路・交通・公園等）・都市防災 等

第5章 地域別まちづくり構想

…区分設定・地域別課題・構想

日向市立地適正化計画

序 章 本計画の概要

…目的・位置づけ・目標年次・対象区域 等

第1章 現況の整理

…上位関連計画・基礎データと都市整備状況・課題

第2章 まちづくりの方針と誘導方針・区域設定

…将来都市像・都市機能誘導区域・居住推進区域

第3章 誘導施策の検討

…誘導施設・誘導施策・防災指針・届出制度

第4章 定量的な目標値及び計画の進行管理等の検討

…目標値の設定・進行管理と見直し方法

新計画（都市マス・立地適正化の一本化）

序 章 はじめに

…背景・目的・全体構成と両計画の役割 等

第1章 日向市の現状と課題

…現況及び都市計画における課題の整理 等

第2章 目指すべきまちづくり

…将来都市像・まちづくりの目標・将来都市構造 等

第3章 まちづくりの分野別方針

…土地利用・都市施設・都市防災・市街地整備・観光等の分野別まちづくり方針

第4章 地域別構想

…地域別の評価と分析・拠点別カルテ 等

今年度の検討範囲

第5章 立地適正化の方針

…居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設 等

第6章 防災指針

…防災指針・災害ハザード別の被害の様相・取組方針 等

第7章 まちづくりの実現に向け

…実現化方策・進行管理・評価指標・届出制度 等